

## SIA長野北信支部規約

### 【名 称】

第1条 本支部はSIA長野北信支部と称する

### 【事 務 所】

第2条 本支部は事務所を冬季(12月～3月)は支部長が所属するスクール所在地に、オフシーズン(4月～11月)は支部長宅に置く

### 【目 的】

第3条 本支部はSIAの事業の達成に寄与する事、並びに次に掲げる事を目的とする

- ① 会員相互の親睦を計る
- ② 学校所在地における活動基盤の確立をめざす
- ③ スノースポーツ教師としての自立をめざす

### 【会 員】

第4条 本支部の会員はSIA正会員及び準会員で、本支部地域内に居住、もしくは本支部地域内で活動している者とする

### 【入会・脱会】

第5条 本支部の入会、脱会は第4条に基づくものとする

### 【役 員】

第6条 本支部は次の役員を置く

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 監査 1名
- ⑤ 委員 6名

### 【役員役割】

第7条 本支部の役員は次の通り選任する

- ① 支部長は総会において選出する
- ② 他役員は支部長が任命する

### 【役員任期】

第8条 役員任期は3年とする。ただし再任はこれを妨げない

### 【報酬】

第9条 役員年間報酬を下記の通り定める

支部長 3万円 副支部長 2万円

会計 2万円 監査 2万円

支部運営費として、支部長のスクール年間3万円を支払う

役員・委員の日当等を下記の通り定める

日当 5000円

交通費 実費負担

### 【役員会】

第10条 役員会は必要に応じて支部長が招集して開催する

### 【総会】

第11条 本支部は、その最高議決機関としての総会を、年1回シーズン中に支部長が招集し、会員総数の2分の1以上の出席をもってこれを開催する

ただし、会員からの要請があり、支部長が必要と認めた場合は、他に臨時総会を招集する事が出来る

総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面（電子情報を含む）で表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる

又、総会における審議事項の議決は出席者の過半数をもってなし、可否同数の場合は議長の決するところとする

### 【会費】

第12条 本支部の会費は1人1000円1校とし、総会時に学校長が所属会員分を納入する

支部扱いの無所属会員は直接支部に納入する

会費が納入されてない場合、支部会員の権利を納入まで停止とする

【会 計】

第13条 本支部の会計年度は10月1日に始まり9月30月に終わる

【規約の改廃】

第14条 本規約改廃は、総会において出席数の2分の1以上をもってこれを決するものとする

本規約は昭和60年2月6日をもって施行する

本規約は平成22年12月22日をもって施行する

本規約は、一部訂正し、平成23年12月22日をもって施行する

本規約は、一部訂正し、平成25年12月16日をもって施行する